資料２

第１回ながれやま権利サポート会議および成年後見相談窓口連携会議について

* 第１回ながれやま権利サポート会議（令和7年５月２６日開催）

助言者：長浜有平弁護士、小出亮司法書士、古澤肇社会福祉士、関谷一和行政書士

・Aケース　＜東部包括＞

「権利擁護支援の必要性が高いが、本人の意向が伴わず制度に繋がらない。介入の切り口や

方針。身寄りのない本人が亡くなられた際に備えて、支援者が考えておくべきことは何か」

助言および協議内容：

「見守りの継続と後見制度への接続」「甥との情報共有と連携」「医療機関との連携強化」

「ケアマネジャーの負担軽減」「自費サービスのリスク管理」

・Bケース　＜中部包括＞

「同居の親族が急遽入院し、99歳で独居となり事実上財産凍結状態。急を要する権利擁護

支援において最適な方法。各専門職で対応可能な事前関与について」

助言および協議内容：

「成年後見制度導入の適切なタイミング」「専門職の関与」「市長申立てにかかる時間」

「狭間の期間の支援」「多職種連携の重要性」

* 第１回成年後見相談窓口連携会議（令和7年6月２７日開催）

前半：まどれん勉強会「中核地域生活支援センターほっとねっとについて」

講師：太田社会福祉士

制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、24

時間365日体制で分野横断的に、包括的な相談支援、関係機関へのコーディネート、権利

擁護等、広域的で高度専門性をもった寄り添い支援を行っている。

千葉県は全国に先駆け重層的支援体制整備事業の役割を中核地域生活支援センターが

担っていたが、流山市では福祉政策課とよりそいサポートセンターができたことで、市内

の相談はそちらに寄せられると予想される。

しかし、20年以上広範囲の事業実績（再犯防止事業・校内居場所カフェ事業・社会的

養護卒後の支援・ひきこもり支援者支援・DV被害者支援・外国籍の方の支援等）がある

ことから、そのノウハウを共有できれば有難い。今後も連携を深めていきたい。

後半：ネットワーク会議の事前会議

二つのスキーム案について、一次相談窓口より挙がった意見

* けんサポで専門職から助言をいただけるが、困っている時とのタイミングが合わないので迅速性を求めたい。
* スピード感が一番大事だと思う。B案は情報収集に時間がかかりそうで、そこからまた弁護士に聞くとなるとさらに時間がかかるように思う。最初から弁護士に一緒に入ってもらい検討した方が早いと感じた。
* アドバイザリーに相談するのに時間がかかり、そこからチームをつくるのにまた時間がかかるのは困る。
* 助言の後の継続的な対応も一緒にお願いしたい。
* 現場で支援にあたっている福祉的な視点をもった職種と、実際にいただける助言とでは感覚が違うところがある。弁護士に真っ先に助言をいただいて、それに則った方針にすると感覚的に違ってくるような気がする。
* いきなり弁護士に相談できるような仕組みは今までなかったし、迅速性を最大の特徴にしているA案は興味深い。
* B案のチーム編成も良いとは思うが、権利擁護支援はどうしても情報が不足するので、不足していてもとにかく弁護士の意見が聞けるという体制の方が魅力的だと思う。
* 虐待のアドバイザリーでも専門職から意見をもらっているが、分かっているけれどそれができないから相談しているのにと、もう少し現実に即した意見が欲しいと思うことが多い。弁護士に具体的な相談ができ、直接問いかけられる方法が良い。
* 経済的虐待の相談も多くなってくると思うので、虐待のアドバイザリーとの棲み分けをどうしていくのかが疑問。
* 高齢福祉のスピード感と、障害者福祉のゆくゆくは必要になるよねというスピード感はちょっと違うと感じる。
* 市役所でもケース対応のために情報収集を行うが、グレーの部分もあったりするので、正式な依頼をだしてということになると、もっと時間もかかってしまう。
* 情報収集の仕方、事を進める時に何を聞くべきか、どの点を押さえなければいけないのかは経験を積んで学んでいくもの。そこをまるっとやってくれる状況が常に続くB案だと、各相談機関のスキルが向上しない。相談した上で、足りない情報や視点をフィードバックしていただくことで相談スキルを上げることができるのが、A案の利点だと思う。
* 色々な職種の方に来てもらうのは良いが、けんサポのようにまんべんなく伺わなくてはいけない形になってしまい、お互い気を遣い合い一つの方向を見いだすのが難しくなる。法的な問題を整理してもらって協議の場で揉む方が方針を決定しやすいと思う。
* B案は情報収集のために専門職に依頼をするのでひと手間多い。アドバイザリーにかけるためのチームということであれば、二度手間だと思う。まず何をすべきかが重要で、法律的な判断の切り分け、非弁行為などのリスク判断が求められるならばA案が適している。